

実施方針についての質問回答

平成23年1月31日回答

質問 No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	資料	項目名	質問の内容	回答
1	実施方針	2	第1	1	(4)					維持管理・運営	既設中学校給食センターの維持管理業務、運営業務にあたり、既設建物の竣工図書(建築、電気、機械)の閲覧借用は可能ですか。	閲覧の予定です。
2	実施方針	2	第1	1	(4)					基本方針	中学校のセンターも15年の運営期間でしょうか。	ご理解のとおりです。
3	実施方針	3	第1	1	(6)	ア				施設概要	中学校給食センターにおいて小学校給食を扱う際の献立の考え方をお示し下さい。	基本的に中学校給食センターにおいて小学校給食を扱うことは想定していません。
4	実施方針	3	第1	1	(6)	ア	(ウ)			施設概要	ウ) 学校給食センターについて、提供食数は1日当たり約12000食とありますが、これは事業期間中に逐次本施設に統合していく小学校給食数も含めて、提供食数は1日当たり最大約12000食の範囲に押さえて調整されていくという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
5	実施方針	3	第1	1	(6)					施設概要	『その後、耐用年数を勘案し、食数の推移を見ながら、順次単独校方式の小学校等を給食センターへ集約していく』とありますが、入札説明書、事業契約書(案)等にて、集約によって変更になった場合の対応方法が示されるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等に示します。
6	実施方針	3	第1			(6)	ア	(1)		本事業の基本条件	敷地の現状で面積が16,158.28㎡(小学校給食センター対象地 約7,400㎡)とありますが、中学校給食センターと同一敷地と考えて、小学校給食センター敷地面積は柔軟に考えて宜しいでしょうか。	建築基準法上の敷地は中学校センターとは別敷地とします。また、建築基準法上の敷地は、既存構内通路の中心を敷地境界とします。敷地面積は約8,030㎡と想定し、既存構内通路の機能は確保してください。なお、位置関係については別途公表する資料4-2を参照下さい。
7	実施方針	3	第1	1	(6)	イ				事業方式	BTO方式の場合、不動産取得税は地方税法73条の3(国等に対する不動産取得税の非課税)の規定により非課税と考えられます。課税非課税は課税当局のご判断によるものと考えますが、見解をご教示賜りたく宜しくお願いします。	市は非課税と想定していますが、当局の判断となります。
8	実施方針	3	第1	1	(6)	ウ	(ア)			開業準備期間	既設の中学校給食センターも平成26年1月～平成26年3月までの開業準備期間が設定され、その間、中学校の給食は停止されると理解してよろしいでしょうか？	開業準備期間中の中学校の給食は通常どおり実施し、停止しません。冬休みや土日の利用により対応することになります。
9	実施方針	3	第1	1	(6)	エ				業務範囲	配膳業務・配送・回収業務を行うにあたって、事業者にて一部学校の部分改修工事等を含んだ提案をすることは可能ですか。	不可です。
10	実施方針	5	第1	1	(6)	エ				業務範囲	貴市が実施する主な業務に、中学校給食センターにおいて事業者が修繕更新しない各種備品等の修繕更新業務が含まれていませんが、これら業務も貴市が実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針についての質問回答

平成23年1月31日回答

質問 No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	資料	項目名	質問の内容	回答
11	実施方針	3	第1	1	(6)	工	(ア)			業務範囲	設計業務のうち、地質調査については市の調査資料によって業務の遂行が可能と事業者が判断すれば、その実施を必ずしも義務付けるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	実施方針	5	第1	1	(6)	工			参考	運営詳細	市が運営する主な業務の中に残采、廃油の処分とありますが、事業者が行う業務範囲に残采等処分業務が含まれています。これは、センターからの外部処分場までの回収・処分を市が行うことと理解でよろしいでしょうか、ご教授下さい。 またこの場合保管方法については、事業者の提案による考えとしてよろしいでしょうか 収集車両の仕様と合わせてご教示下さい。	前段については、ご理解のとおりです。各学校からセンターまでは事業者、センターから処分場までは市が行います。 中段については、ご理解のとおりです。 後段について、収集車両の仕様は、4t程度のパッカー車もしくは通常の荷台付きトラックとしてください。
13	実施方針	3	第1	1	(6)	工	(ア)			設計業務	各種調査(敷地測量等...)とありますが測量図がないと配置・建築規模等への整合が取れない可能性があるため今回用地の測量図を提示頂きたい。	測量図はありません。あわせて、実施方針についての質問回答No6回答もご参照ください。
14	実施方針	3	第1	1	(6)	工	(ア)			設計業務における各種調査	敷地測量、地質調査等各種調査業務は建設企業が担当する方が合理的であると考えますが、これら調査業務を建設業務に含むことは可能でしょうか。	各種調査業務を建設企業が担当することを妨げるものではありません。
15	実施方針	3	第1	1	(6)	工	(キ)		17	配送回収業務	単独校の受入れ場所の改修は必要か?又 必要の場合工事費負担はどちらか。	単独校の受入れ場所の改修は、必要な場合、市の判断及び負担において行います。
16	実施方針	4	第1	1	(6)	工	(ク)~(サ)			中学校給食センター	既設の中学校給食センターについて建物の情報(建物図面、機械性能、厨房機器の性能等)は、入札説明書にて公表されるのとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針の質問回答No1回答をご参照ください。
17	実施方針	4	第1	1	(6)	工	(ク)			運営備品等調達等業務	必要備品のみでよいのでしょうか。また何かご指定があるのでしょうか。	要求水準書(案)に示したとおりです。
18	実施方針	5	第1	1	(6)	オ	(ア)			事業者の収入	建設一時支払金の具体的な金額は、入札説明書にて公表されるのでしょうか。	入札説明書等に示す予定です。なお、支払い時期は平成26年4月頃の予定です。
19	実施方針	5	第1	1	(6)	オ	(ア)			事業者の収入	市は、事業者が実施する施設の建設への対価の一部として、あらかじめ定める額を建設一時支払金として事業者を支払う」とありますが、あらかじめ定める額の対象範囲、内容についてご明示いただけますようお願いいたします。	国の交付金を想定しています。詳細については入札説明書等に示します。
20	実施方針	5	第1	1	(6)	オ	(ア)			事業者の収入	建設一時支払金はどの程度を見込まれているのでしょうか?	実施方針についての質問回答No18回答をご参照ください。
21	実施方針	5	第1	1	(6)	オ	(ア)			事業者の収入	「...あらかじめ定める額を建設一時支払金として事業者を支払う。」とありますが、金額と時期を教えてください。	実施方針についての質問回答No18回答をご参照ください。

実施方針についての質問回答

平成23年1月31日回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	資料	項目名	質問の内容	回答
22	実施方針	5	第1	1	(6)	オ	(ア)			事業者の収入	対価の一部の支払いとは、おおよその金額と支払い時期をお知らせください	実施方針についての質問回答No18回答をご参照ください。
23	実施方針	5	第1	1	(6)	オ	(ア)			事業者の収入	事業者が実施する施設の建設への対価の一部として、あらかじめ定める額を建設一時支払金として事業者を支払う。」とありますが、その金額と、支払い時期をお教え下さい。	実施方針についての質問回答No18回答をご参照ください。
24	実施方針	5	第1	1	(6)	オ	(ア)			事業者の収入	市は、事業者が実施する施設の建設への対価の一部として、あらかじめ定める額を建設一時支払金として事業者を支払う。」とありますが金額は入札説明書で明示されるのでしょうか。	実施方針についての質問回答No18回答をご参照ください。
25	実施方針	5	第1	1	(6)	オ	(ア)			事業者の収入	あらかじめ定める額を建設一時支払金として支払うとありますが、金額の確定はいつ頃になるでしょうか？引渡時までに確定しない場合、割賦処理ができませんので、この点をご留意御願いたします。	実施方針についての質問回答No18回答をご参照ください。
26	実施方針	5	第1	1	(6)	オ	(ア)			事業者収入	市は、…あらかじめ定める額を建設一時支払金として事業者を支払う。」と記載がありますが、建設一時支払金は、入札公告時に公表されるのでしょうか。	実施方針についての質問回答No18回答をご参照ください。
27	実施方針	5	第1	1	(6)	オ	(ア)			建設一時支払金	建設一時支払金は 施設の建設の対価の一部」として支払われるとありますが、これには設計費も含まれるのでしょうか。	建設一時支払金は国の交付金(安全・安心な学校づくり交付金)を想定しています。建設一時支払金は建設業務の対価として支払われるものとご認識ください。
28	実施方針	5	第1	1	(6)	オ	(ア)			建設一時支払金	建設一時支払金のあらかじめ定める額は入札説明書で公表されますでしょうか？	実施方針についての質問回答No18回答をご参照ください。
29	実施方針	5	第1	1	(6)	オ	(ア)			事業者の収入	建設一時支払金の金額については、入札公告公表時に公表されるものと考えてよろしいでしょうか。	実施方針についての質問回答No18回答をご参照ください。
30	実施方針	5	第1	1	(6)	オ	(ア)			事業者の収入	建設一時支払金について、どの程度の金額を想定されているのでしょうか？	実施方針についての質問回答No18回答をご参照ください。
31	実施方針	5	第1	1	(6)	オ	(イ)			事業者の収入	割賦料の支払頻度は年何回になりますでしょうか？	入札説明書等に示します。
32	実施方針	5	第1	1	(6)	オ	(イ)			事業者の収入	割賦料の金利については、事業期間中での改定(見直し)はありますでしょうか？	想定していません。
33	実施方針	5	第1	1	(6)	オ	(イ)			事業者の収入	開業準備及び引渡業務にかかる費用は、割賦料として支払う対価に含まれますでしょうか？	ご理解のとおりです。
34	実施方針	5	第1	1	(6)	オ	(イ)			事業者の収入	設計・建設への対価は、元利均等方式で支払うとのことですが、予定している割賦金利の更改頻度を教えてください。	割賦金利の更新は想定していません。

実施方針についての質問回答

平成23年1月31日回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	資料	項目名	質問の内容	回答
35	実施方針	5	第1	1	(6)	オ	(イ)			事業者の収入	事業者が実施する施設の設計、建設への対価支払については、施設の所有権を市に移管した段階で、精算されるべきものとも解釈されますが、(ア)に関する質問とも関連しますが、割賦料とする考え方をご説明願えませんでしょうか。	本事業は、施設の所有権移転後に、施設の設計、建設の対価の割賦料相当分も含めたサービス購入料を事業者に支払う事業スキームを想定しています。
36	実施方針	5	第1	1	(6)	オ	(イ)			事業者の収入	市様のモニタリング結果に関わらず固定費を受領できるのでしょうか。	オ(イ)は、支障なく業務を行う場合のことで、減額等については、第3の3をご参照ください。
37	実施方針	5	第1	1	(6)	オ	(ウ)			事業者収入	なお、提案から引渡し日までの金利変動については、これを勘案して割賦料の額を改定する。」と記載がありますが、提案時に仮の金利が設定され、引渡し日に基準金利が確定するという理解で宜しいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	実施方針	5	第1	1	(6)	オ	(ウ)			事業者の収入	なお、提案日から引渡し日までの金利変動については、これを勘案して割賦料の額を改定する。」とありますが、改定となる金利変動の基準を明示いただけませんかでしょうか。	入札説明書等に示します。
39	実施方針	5	第1	1	(6)	オ	(エ)			事業者の収入	委託料は物価変動に基づき年1回改定するとのことですが、物価変動を算出する基準は公表されるのでしょうか。	入札説明書等に示します。
40	実施方針	5	第1	1	(6)	オ	(エ)			事業者収入	市は、・・・物価変動に基づき、年一回改定する。」と記載がありますが、建設資材や配送車の燃料単価等の急激な物価変動が予想されるものに対しては単品スライド条項の適用を考慮いただけるものかご教示願います。	単品スライドの適用は想定していません。
41	実施方針	5	第1	1	(6)	オ	(エ)			事業者の収入	委託料は、物価変動に基づき・・・とありますが、これを図る基準とする指数は何を用いるのかご教示願います。	入札説明書等に示します。
42	実施方針	5	第1	1	(6)	オ	(キ)			事業者の収入	事業者の事務室等の光熱水費は、事業者の負担と想定していますが、事務室等とは、どの部屋を想定しているのでしょうか教えてください	事業者が専用使用する部屋を想定しています。
43	実施方針	5	第1	1	(6)	オ	(キ)			事業者の収入	調理等業務とは、配送車両の洗車・維持管理業務における清掃業務も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	実施方針	5	第1	1	(6)	オ	(キ)			事業者収入	調理業務に係る・・・事業者の事務室等の光熱水費については、事業者の負担とすることを想定している。」と記載がありますが、事業者側の負担の光熱水費の基準単価の考え方をご教示願います。	中学校センターの年間使用量は以下に示すとおりですが、事業者専用の部分は、事業者にて提案してください。 電気 882,990kwh ガス 29,571m3 水道 777.6m3 灯油 277,000L

実施方針についての質問回答

平成23年1月31日回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	資料	項目名	質問の内容	回答
45	実施方針	5	第1	1	(6)	オ	(キ)			事業者収入	事業者の事務室等の光熱水費については、事業者は使用料金のみを負担し、基本料金の一部負担は無いと解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	実施方針	5	第1	1	(6)	オ	(キ)			事業者の収入	運営備品等調達等業務、開業準備及び引継業務に対する対価の規定がありませんのでお示し下さい。 -なお、開業準備への対価は、委託的業務の対価であることから、割賦料でなく開業準備料として、開業準備業務完了後に一括でお支払い頂くことで貴市の利息負担も削減されると思慮します。	前段については、入札説明書等に示します。 後段については、開業準備は性能確認を行うもので、委託業務とは考えません。
47	実施方針	6	第1	1	(6)	オ	(キ)			事業者の収入	休憩室・更衣室はどうなるのでしょうか。	事業者専用の事務室等に該当するものと考え、事業者の負担と想定しています。
48	実施方針	6	第1	1	(6)	オ	(キ)			事業者の収入	事務室だけが個別メーターになるのでしょうか。	必要な箇所に子メーターを設置していただきます。
49	実施方針	5	第1	1	(6)	オ	(キ)			光熱水費	事業者の事務所等の光熱水費は事業者負担とのことですが、事務所等に含まれる諸室をご教示頂けますでしょうか。	実施方針についての質問回答No42回答をご参照ください。
50	実施方針	7	第2	2	(1)					事業者の募集・選定スケジュール	入札公告から入札・提案書提出まで約4ヶ月とのことですが、極めて厳しいスケジュールであると思います。見直しとなる可能性はないのでしょうか。	スケジュールの見直しは想定していません。
51	実施方針	7	第2	2	(1)					事業者の募集・選定スケジュール(予定)	予定価格は入札説明書で公表されますでしょうか？	入札説明書等に示す予定です。
52	実施方針	9	第2	3	(1)	ア				入札参加企業の構成	一企業での参加が可能とありますが、例えば厨房設備企業を建設企業の協力企業としてのグループ構成は可能でしょうか。	厨房設備企業は、1社でも複数でもかまいませんが、必ず構成員として参加してください。
53	実施方針	9	第2	3	(1)	ア				厨房設備企業	厨房設備企業は、本施設の厨房設備等を設計、設置する企業とありますが、厨房設備等の設計は、設計企業が厨房設備等の設計を再委託し、厨房設備等の製作、設置は、建設企業が厨房設備企業に下請けさせることは可能でしょうか？ 施設設計と厨房設備設計、建設工事と厨房設備工事に隙間を生じさせないようにする必要があるので、ご検討御願います。	厨房設備企業は必ず一構成員として参加してください。
54	実施方針	10	第1	3	(1)	ア				入札参加者の構成等	設計企業及び工事監理企業、建設企業、維持管理企業及び厨房設備企業、運営企業以外の企業が構成員となることは可能ですか。その場合の参加資格要件をお示しください。	可能とします。「その他企業」として参加してください。 参加資格要件としては、3に示す構成員の共通事項の他、「その他企業」としての業務を行う上で必要となる資格等がある場合、有資格者を配置してください。
55	実施方針	10	第1	3	(1)	ア				入札参加者の構成等	各企業を複数の企業の共同とした場合の、(2)イ、ウ、オの要件の考え方を示して下さい。	(2)イ、ウ、オの要件は、各企業とも満たす必要があります。

実施方針についての質問回答

平成23年1月31日回答

質問 No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	資料	項目名	質問の内容	回答
56	実施方針	10	第2	3	(1)	ア				入札参加者の構成等	構成員と協力企業から成る複数の企業で入札参加者グループを組成する場合、配送業務を行う企業以外の全ての企業が構成員となり出資を必要とするのでしょうか。	構成員は全て出資してください。
57	実施方針	10	第2	3	(1)	ア				入札参加者の構成等	設計企業は出資が必要となるのでしょうか。若しくは設計企業を複数企業から組成する場合は1社のみが出資すれば条件を満たすのでしょうか。運営など他の企業も同様でしょうか。	実施方針についての質問回答No56回答をご参照ください。
58	実施方針	10	第2	3	(1)	ウ				入札参加者の構成等	協力企業の定義をご教示ください。	3(1)ウに示したとおりです。
59	実施方針	10	第2	3	(1)	ウ				入札参加者の構成等	構成員とならずに協力企業としてのみ入札に参加する場合は、すべてのグループの協力企業として参加することは可能ですか。	配送業務を行う企業についてのみ、認めることとします。
60	実施方針	10	第1	3	(1)	ウ				入札参加者の構成等	協力企業の定義をお示し下さい。 また、配送業務を行う企業が構成員として参画した場合は、他の入札参加者の構成員にはなれないという理解でよろしいのでしょうか。	前段については、実施方針についての質問回答No53回答をご参照ください。 後段については、ご理解のとおりです。
61	実施方針	10	第1	3	(1)	ウ				入札参加者の構成等	配送業務を行う企業は運営企業ではなく、(2)オの参加資格要件は適用されないという理解でよろしいのでしょうか。また、その場合の参加資格要件をお示し下さい。	2(オ)は、構成員としての参加資格要件です。
62	実施方針	10	第2	3	(1)	エ				入札参加者の構成等	構成員はSPCに対して出資を行うこと、となっておりますが、入札参加者の各企業はすべて出資が必要でしょうか。	ご理解のとおりです。
63	実施方針	10	第2	3	(1)	エ				入札参加者の構成等	落札者は、仮契約締結までに…設立するものとし、構成員はSPCに対して出資を行うこと、とありますが、その出資金額の目安をお教え下さい。	事業者にて提案してください。
64	実施方針	10	第2	3	(1)	エ				入札参加企業の構成	SPCの設立について、本業務に直接的に関わらない(アに記載以外で)マネジメント業務を担当する企業が構成企業としての参加及びSPCに出資への出資条件があればお教え下さい。	参加資格要件は、3に示したとおりです。 また、マネジメント担当企業については、実施方針についての質問回答No54回答をご参照ください。
65	実施方針	10	第1	3	(1)	エ				入札参加者の構成等	SPCから直接業務を受託し、かつSPCに出資を行わない企業を入札参加者として、参加表明する場合、どのような定義となるのかお示し下さい。	参加表明するものは、SPCに出資する構成員としてください。

実施方針についての質問回答

平成23年1月31日回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	資料	項目名	質問の内容	回答
66	実施方針	10	第1	3	(1)	エ				入札参加者の構成等	SPCから直接業務を受託せず(構成員からの一次下請け、委託)かつSPCに出資を行う企業を入札参加者として、参加表明する場合、どのような定義となるのかお示し下さい。	参加表明をいただく構成員は、SPCから直接業務を受託 請負うもののみです。
67	実施方針	10	第2	3	(1)	エ				入札参加者の構成	SPCへの出資は、全ての構成員が行わなければならないのでしょうか。(設計企業、建設企業、工事監理企業、厨房設備企業、維持管理企業、運営企業の全員が出資することが必須でしょうか。)	ご理解のとおりです。
68	実施方針	11	第2	3	(2)					入札参加者の参加資格要件	SPCの運営事務業務を行う企業が構成員として参加することは可能でしょうか。可能な場合、参加資格要件についてご教示願います。	実施方針についての質問回答No54回答をご参照ください。
69	実施方針	10	第2	3	(2)	ア				参加資格	SPCから配送業務を受託する企業が入札参加者のグループに『その他企業』として参加する場合、入札参加者の共通の参加資格要件を満たせば特段の要件はないと理解してよろしいでしょうか。	構成員となる場合はSPCへの出資を要します。その他の要件については、ご理解の通りです。
70	実施方針	10	第2	3	(2)	ア				参加資格要件	本事業のファイナンシャルアドバイザー業務やSPC事務管理を行う企業は、ア共通の参加資格要件を満たせば良いとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。実施方針についての質問回答No54回答をご参照ください。
71	実施方針	10	第2	3	(2)	ア	(ア)			共通の参加資格要件	「本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること」とありますが、安定的かつ健全な財務能力についての判断基準をご明示いただけませんかでしょうか。	会社の決算書等を確認させていただき、総合的に判断します。
72	実施方針	10	第2	3	(2)	ア	(イ)			共通の参加資格要件	「本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること」とありますが、実績要件として提示が必要となる書類などがあれば具体的にお示し頂けますでしょうか。	入札説明書等に示します。
73	実施方針	11	第2	3	(2)	イ	(イ)			設計、監理企業の参加要件	「3000㎡以上の施設の実施設計」とありますが「施設」とは学校給食センター以外の建物も含むと理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
74	実施方針	11	第2	3	(2)	イ	(イ)			設計企業及び工事監理企業	・平成18年4月以降3,000㎡の実績」とありますが、実績の本施設の類似用途、その他構造などの指定についてお教え下さい。 また、平成18年4月」とは施設の完成を基準としていますか、もしくは実施設計の完了を基準としていますか。	前段については、特にありません。 後段については、(イ)は「実施設計の完了」です。
75	実施方針	11	第2	3	(2)	イ	(ウ)			設計企業及び工事監理企業	工事監理のみの担当企業についてもHACCPに対する相当知識は必要でしょうか。また、もし必要ならば基本的に参加する各企業(建設・厨房・維持)すべてが相当の知識を有することが必要と思われるのですが、いかがでしょうか。	前段については、特にありません。 後段については、設計企業、工事監理企業は特に重要視していることによりります。

実施方針についての質問回答

平成23年1月31日回答

質問 No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	資料	項目名	質問の内容	回答
76	実施方針	11	第2	3	(2)	イ,オ				入札参加者の参加資格要件	HACCP対応(施設)に対する相当の知識を有していること。」とありますが、どの程度を指すのでしょうか。	業務遂行上、十分な知識を有することとして有することとしてください。
77	実施方針	11	第2	3	(2)	ウ				参加資格	建設企業にて建設共同企業体(建設JV)を組成することは可能でしょうか。また、建設JVにおいて、代表企業が参加資格要件(ア)(イ)(ウ)全てを満たしていれば、構成企業は共通の参加資格要件を満たせばよいとの理解でよろしいのでしょうか。	SPCから建設業務を請け負う主体として建設共同企業体を組成することは可能です。ただし、参加資格の確認は各々の企業に対して行うものとし、各企業がそれぞれに必要な参加資格を満たしていることとします。
78	実施方針	11	第2	3	(2)	ウ				入札参加資格要件	・電気設備工事、機械設備工事に参加する場合、参加資格要件等を教えてください 構成企業、協力企業どちらでもよろしいのでしょうか	前段については、参加資格要件は、3(ウ)で示したとおりです。 後段については、構成企業となるか否かは、事業者にて判断してください。
79	実施方針	11	第2	3	(2)	ウ	(イ)			入札参加者の参加資格要件	建設企業応募者が複数の企業により構成される場合、その全ての企業が、青森市工事施工能力審査基準に基づき建築一式工事についてAの等級に格付けされている必要がありますか。	ご理解のとおりです。
80	実施方針	11	第2	3	(2)	ウ	(ウ)			参加資格	平成18年4月以降に3,000㎡以上の施設の施工実績を有していること。」とありますが、建物の用途構造については問わないとの理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	実施方針	11	第2	3	(2)	ウ	(ウ)			入札参加者の参加資格要件	・平成18年4月以降に3,000㎡以上の施設の施工実績を有していること。」とありますが、その施工実績はJV工事でも認められるのでしょうか。 ・また認められる場合、JV出資比率は何%以上でしょうか。	前段については、建設JVの実績を認めます。 後段については、特に条件はありません。
82	実施方針	11	第2	3	(2)	ウ	(ウ)			事業者の募集及び選定に関する事項	平成18年4月以降に3,000㎡以上の施設の施工実績を有していることとありますが、施設の用途・構造・階数等の要件ございましたらご指示願います。	実施方針についての質問回答No74回答をご参照ください。
83	実施方針	11	第2	3	(2)	ウ	(ウ)			入札参加者の備えるべき参加資格要件	「~3,000m2以上の施設の施工実績」とありますが、施設の定義をご教授願います。	記載のとおりです。実施方針の質問回答No73回答をご参照ください。
84	実施方針	11	第2	3	(2)	エ	(ア)			維持管理企業及び厨房設備企業の要件	業務を実施するために必要となる「有資格者等」とありますが、この有資格者等の証明として、どのようなものを準備すればよいのでしょうか。	入札説明書等に示しますが、資格を証明する書類の写しを提出していただく予定です。
85	実施方針	11	第2	3	(2)	エ	(ア)			有資格者等	維持管理企業及び厨房設備企業が業務を実施するために必要な有資格者等を本事業に配置することが可能であることとありますが、当該業務において、必要な資格とは何でしょうか？	当該業務を行う上で必要とされている資格がある場合の資格のことです。

実施方針についての質問回答

平成23年1月31日回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	資料	項目名	質問の内容	回答
86	実施方針	11	第2	3	(2)	エ	(イ)			入札参加者の参加資格要件	少なくとも1社は、構成企業として前述3(1)エに示す特別目的会社に対する出資を行うこと。」とありますが、SPCの出資義務がある会社は、(代表会社を除いて)維持管理企業及び厨房設備企業のみと考えても宜しいでしょうか。	説明会にてもしましたが、「少なくとも行うこと。」は削除します。構成員はSPCに対して出資してください。
87	実施方針	11	第1	3	(2)	エ	(イ)			入札参加者の参加資格要件	構成企業の定義をお示し下さい。	実施方針についての質問回答No86回答をご参照ください。(この部分は削除となります。)
88	実施方針	11	第2	3	(2)	エ	(ウ)			維持管理及び厨房設備企業	業務を実施するにあたり、必要となる資格をお教え下さい。	実施方針についての質問回答No84回答をご参照ください。
89	実施方針	11	第2	3	(2)	エ	(ウ)			維持管理及び厨房設備企業	有資格者を配置可能とありますが、資格者の常駐配置を義務付けしているのでしょうか。	常駐か否かは、その資格や業務の規定によります。
90	実施方針	12	第2	3	(3)					参加資格の確認及び失格要件	入札参加者と入札参加者を構成する企業の違いをご教示ください。	3(1)アに示したとおりです。
91	実施方針	12	第2	4	(2)	ア				審査及び選定に関する事項	入札参加資格を満たしたグループの公表は、どの時点を予定されていますか。	参加資格審査結果の通知は、第2の2(1)のスケジュールに示したとおりですが、それ以外の公表については未定です。
92	実施方針	12	第2	4	(2)	イ				入札書類審査	入札 提案書提出が1社もしくは1グループのみとなった場合はどのような扱いとなるのでしょうか。	1社もしくは1グループの場合も審査します。
93	実施方針	12	第2	3	(2)	オ	(ア)			入札参加者の備えるべき参加資格要件	「調理業務の実績及び運営能力を有していること」とは具体的に何を以て証明する必要があるのかご教示願います。	入札説明書等に示しますが、実績等がわかる書類(契約書の写し等)を提出してください。
94	実施方針	12	第2	3	(2)	オ	(ア)			実績及び運営能力	学校給食又は集団調理施設等の運営実績について、何千食以上の実績等の制限はないのでしょうか？本件は、約2万食と大規模なものですので、想定されているもの食数等の諸条件がありましたら、予めご明示お願いします。	特に食数の制限はありません。
95	実施方針	12	第2	3	(2)	オ	(ア)			運営企業の要件	調理業務の運営能力を有するとありますが、この証明として、どのようなものを準備すればよいのでしょうか。	実施方針についての質問回答No93回答をご参照ください。
96	実施方針	12	第2	3	(2)	オ	(イ)			入札参加者の備えるべき参加資格要件	「HACCP対応に対する相当な知識を有していること」を証明するために必要なものを具体的に教示願います。また何かを提示する必要があるのでしょうか。	HACCP対応施設の業務実績を有する場合にその証明となるものの提示を想定しています。なお、実績がない場合は、HACCP対応についての講習会やセミナーへの参加の証明によって承認する場合があります。
97	実施方針	12	第2	3	(2)	オ	(イ)			運営企業の要件	HACCP対応に相当の知識を有するとありますが、その証明として、どのようなものを準備すればよいのでしょうか。	実施方針についての質問回答No96回答をご参照ください。

実施方針についての質問回答

平成23年1月31日回答

質問 No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	資料	項目名	質問の内容	回答
98	実施方針	12	第2	3	(2)	オ	(イ)			入札参加者の参加資格要件	運営企業の資格要件で HACCP対応に対する相当の知識」とありますが、具体的にはどのような内容(実績等)を想定しているのでしょうか。	実施方針についての質問回答No96回答をご参照ください。
99	実施方針	13	第3	3						事業の実施状況の監視	本施設の引渡後においては、減額の対象は「維持管理・運営に係るサービス対価」であって、「施設の整備に係るサービスの対価」は減額されることは無い、という理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
100	実施方針	13	第3	3						事業の実施状況の監視	市様におけるモニタリング項目「評価ランク等の提示はいつになるのでしょうか。」	入札説明書等に示します。
101	実施方針	13	第3	3						事業の実施状況の監視	サービス対価の減額等には建設固定費といえる元利金等分割金は含まれないという解釈でよいのでしょうか。	実施方針についての質問回答No99回答をご参照ください。
102	実施方針	13	第3	3						事業の実施状況の監視	サービスに対する支払いの減額等について減額等の要因別基準等をご明示いただけませんかでしょうか。	入札説明書等に示します。
103	実施方針	14	第4	1	(7)	イ				インフラとの接続	・下水道(汚水)は未整備とあるが、除外施設から排出される、汚水・雑排水の放流先と放流基準をご教授下さい。 ・また各種インフラの整備状況を示す図等をご開示下さい。	前段については、水質汚濁防止法に基づく基準で河川放流となります。 後段については、上水道の標準切出し図を、別途資料4-3に示します。
104	実施方針	14	第4	2						施設要件 付帯施設	施設要件にて雨水貯留・浸透施設の記載がありますが、要求水準書(案)P5のインフラ条件では指定なしとなっています。事業者の提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	法令等による設置義務はありませんが、十分な排水機能を確保し、周辺環境に配慮した計画としてください。
105	実施方針	14	第4	2						施設要件	施設本体その他に清掃器具庫とありますがどのような器具の保管を想定されているか、ご教示下さい。	適宜事業者にてご判断下さい。
106	実施方針	14	第4	2						施設要件	「付帯施設」の項目で、雨水貯留・浸透施設と記載があります。また、要求水準書(案)P5のインフラ条件等「雨水排水・雨水貯留・浸透施設」では「指定なし」と記載されていますが設置は必要でしょうか。必要である場合、抑制基準及び協議先について、ご教示願います。	実施方針についての質問回答No104回答をご参照ください。
107	実施方針	14	第4	2						施設要件	「配送車車庫」と記載されていますが、屋根・壁を有する車庫の整備が必須となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
108	実施方針	14	第4	2						施設要件	ボイラー室は、別棟とすることが必須でしょうか。施設本体に含んでもよろしいでしょうか。	可とします。
109	実施方針	14	第4	2						施設要件	雨水貯留・浸透施設の設置は必須でしょうか。	実施方針についての質問回答No104回答をご参照ください。

実施方針についての質問回答

平成23年1月31日回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	資料	項目名	質問の内容	回答
110	実施方針	15	第6	4						金融機関と市の協議(直接協定)	「一定の重要事項」とは具体的にどういふ事項なのかご明示いただけませんかでしょうか。	市と金融機関との協議によって決定される事項と考えます。
111	実施方針	16	第8	1						予定価格の設定	入札公告時に、予定価格の公表をされると考えてよろしいでしょうか。	実施方針についての質問回答No48回答をご参照ください。
112	実施方針	18							2	施設の共用	中学校給食センターと小学校給食センターで、機能を共用できる施設を何か想定されておられましたらお示し下さい。	駐車場、配送車庫を想定しています。
113	実施方針	20					(ア)		4	リスク分担表(ア)共通リスク 制度関連リスク(税制度リスク)	法人税等収益関係税制に係るリスクは事業者負担となっておりますが、法人税等とは、法人税・住民税及び事業税であり、消費税はこれに含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
114	実施方針	20							4	リスク分担表(ア)共通リスク	不可抗力リスクに 2として事業者は一定割合若しくは額の負担をしますが具体的な負担割合をお示し下さい。	入札説明書等に示します。
115	実施方針	20					(ア)		4	行政リスク	契約リスクについて、市側帰責により「契約が結べない、もしくは遅延によるもの」については市側が主分担となっております。事業契約の議会承認についても、事業者側の責によらずして市議会の承認が得られない場合、事業者側に生じた費用は市に負担いただくことはできないのでしょうか。	市議会の議決は市の行政当局でコントロールできるものではありませんので、事業者側に発生した費用は事業者側の負担とします。
116	実施方針	20							4	リスク分担表(ア)行政リスク	PFI契約に関する議会承認が得られない場合とはどのような事由が想定されるのでしょうか。	事由については、様々あると考えられます。
117	実施方針	20					(ア)		4	不可抗力	2にて事業者の一定の割合もしくは一定の額の負担するとあります。この具体的な内容については別途、公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針についての質問回答No114回答をご参照ください。
118	実施方針	20					(ア)		4	物価リスク	施設供用後の物価変動について、「3」に「業務を行う者(費用を負担する者)が、当該業務に係る物価変動リスクを負担する」とありますが、インフレリスクについては事業者にはコントロールできないリスクであり、他のPFI案件と同様に貴市の負担として頂けないでしょうか。特に理由がある場合は理由についてお示し頂けますでしょうか。	市の負担とします。

実施方針についての質問回答

平成23年1月31日回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	資料	項目名	質問の内容	回答
119	実施方針	20					(ア)		4	物価リスク	物価変動にはマイナスの可能性があると考えられますが、維持管理・運営など人件費が大半を占めるサービス対価については、マイナスの改定はスタッフの賃金などに大きな影響を及ぼす可能性があります。このような状況にならないよう、「下限値の設定」や「マイナスが確定した段階での協議の場を設ける」等の条件を付与することはできないでしょうか。	できません。
120	実施方針	21					(ウ)		4	(ウ)建設リスク 用地リスク	(ウ)建設リスクの用地リスクの3番目、市側のリスクに地中障害物、土壌汚染と同様に埋蔵文化財も含まれると考えますがいかがでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しておりませんので、工事等の実施については差し支えありません。
121	実施方針	20							4	リスク分担表 (ウ)建設リスク	計画地では埋蔵文化財の調査は完了しているのでしょうか。実施していない場合に埋蔵文化財が発掘され、工事が遅延した場合のリスクは市側にあり事業者には無いと考えてよろしいでしょうか。	実施方針についての質問回答No120回答をご参照ください。
122	実施方針	21					(I)		4	維持管理、運営 リスク	施設損傷リスクにおいて、既設の中学校給食センターの施設損傷リスクは、事業者側ではないとの理解でよろしいでしょうか。	損傷の帰責事由によります。
123	実施方針	21					(I)		4	維持管理、運営 リスク	性能リスクにおいて、既設の中学校給食センターにおいての施工瑕疵等は、事業者側ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
124	実施方針	21					(E)		4	維持管理、運営 リスク	「児童・生徒数の変動による需要の変動」について、(4)に記載のある「最低食数」の保証だけでなく、「最高食数」の保証についてもご検討ください。需要の変動リスクについては事業者でコントロールすることは難しく、事業者にとって過度な負担となる可能性があります。	小学校センターの最大提供食数は12,000食、中学校センターは9,000食としており、最大提供食数以上の食数を要求することはありません。
125	実施方針	21					(E)		4	維持管理・運営 リスク	運営費上昇リスクで、計画変更とは、要求水準書(案)に記載される、「事業者が作成する業務計画書」との認識で宜しいでしょうか。またその場合、法改正等に伴い業務計画を変更した場合の費用の上昇は、民間の主分担に含まれないとの認識で宜しいでしょうか。	計画変更とは、市が実施する学校給食事業の計画の変更等を指すものであり、事業者が作成する業務計画書ではありません。なお、この計画変更に伴う変更等に係る費用の上昇は市の負担となります。
126	実施方針	21					(I)		4	需要変動リスク	「児童・生徒数の変動による需要の変動について、運営期間を通して一定の最低食数に係る委託料を保証する。」とありますが、一定の最低食数とは何食を想定されているのでしょうか。	入札説明書等に示します。

実施方針についての質問回答

平成23年1月31日回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	資料	項目名	質問の内容	回答
127	実施方針	21							4	需要の変動リスク	「児童・生徒数の変動による需要の変動」に関わるリスクについて、民間を主分担とする市の考え方と、「4 運営期間を通して一定の最低食数に係る委託料を保証する」ことについての内容についてご説明願いますでしょうか。	市が最低食数を保証しますが、最低食数を超える部分の需要変動リスクは民間にあります。
128	実施方針	22					(エ)		4	維持管理・運営リスク 需要の変動リスク	・ 5の残菜における一部とは何を指すのでしょうか。 -変動費でのフォローもあるのでしょうか。	前段については、残菜の最終処理は市で行う予定としていますが、市への引き渡しまでは事業者の業務としています。残菜の量の変動によって事業者の業務量等の変動がある場合は事業者の負担と想定しています。 後段については、特段想定していません。
129	実施方針	22					(エ)		4	配送の遅延リスク	配送の遅延リスクは全て民間のリスク負担となっておりますが、降雪等による配送遅延については、例外と理解してよろしいでしょうか？	自然災害等不可抗力が認定される場合は、不可抗力条項によりますが、通常の降雪時における配送の遅延リスクは民間のリスク負担となります。
130	実施方針	22					(エ)		4	維持管理・運営リスク 配送の遅延リスク	配送の遅配は、調理遅延による遅延と配送車両の交通事項による遅延は、事業者の負担となる考えますが、事業者起因しない、食材の納入遅延による遅延 不可抗力による交通遮断による遅延は市様の負担という理解でよろしいでしょうか。 また 交通混雑による遅延は、市様と事業者の協議という理解でよろしいでしょうか。	前段 については、ご理解のとおりです。 後段 については、事業者の負担です。
131	実施方針	22							4	リスク分担表	表注釈にて「4 運営期間を通じて、一定の最低食数に係る委託料を保証する」とありますが、具体的な考え方を示してください。	入札説明書等に示します。
132	実施方針									その他	市様と事業者による業務運営にかかる会議などの定例の場は設定されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。